

鳴門市公私連携幼保連携型  
認定こども園公私連携法人募集要項

令和4年6月

鳴門市教育委員会学校教育課  
鳴門市子どもいきいき課

# 募集要項 目次

|   |    |
|---|----|
| ■ 鳴門市公私連携幼保連携型認定こども園公私連携法人募集要項              |    |
| 1 移管予定施設                                    | 1  |
| 2 移管年月日                                     | 2  |
| 3 財産の取扱等                                    | 2  |
| 4 応募資格等                                     | 3  |
| 5 運営条件                                      | 3  |
| 6 応募方法                                      | 3  |
| 7 プレゼンテーション審査                               | 5  |
| 8 指定候補法人の決定、及び覚書の締結                         | 5  |
| 9 指定候補法人との協定締結、及び公私連携法人の指定                  | 5  |
| 10 スケジュール                                   | 5  |
| ■ 鳴門市公私連携幼保連携型認定こども園運営条件                    | 7  |
| ■ 鳴門市公私連携幼保連携型認定こども園公私連携法人<br>プレゼンテーション審査要領 | 10 |

# 鳴門市公私連携幼保連携型認定こども園公私連携法人募集要項

鳴門市では、「鳴門市就学前教育・保育のあり方に関する基本方針」に基づき、教育環境の充実や教員の資質向上、保護者の保育ニーズへの適切な対応などを可能とする、新しい時代に対応した、公立幼稚園のあり方について検討を行い、令和2年8月に「鳴門市公立幼稚園のあり方について」を策定した。

この中で、「再編によって閉園となる施設・園地については、民間事業者の有する教育・保育資源の活用の観点から、市全体の就学前教育・保育の充実が期待できる場合には、財産処分手続きに伴う国庫納付等の影響も考慮した上で、民間事業者への貸与・譲渡等について検討する」とされている。

その後、令和3年度末で閉園することとなった4園のうち、旧里浦幼稚園及び旧大津西幼稚園については、それぞれ地域から「就学前教育・保育施設としての施設活用」について要望書が提出されている。

このことを踏まえ、このたび、旧里浦幼稚園及び旧大津西幼稚園の両園を公私連携施設として地域における就学前教育・保育ニーズに対応できるよう、それぞれの施設において、公私連携法人として公私連携幼保連携型認定こども園の運営（業務名－鳴門市公私連携幼保連携型認定こども園運営業務）を希望する民間法人（学校法人又は社会福祉法人に限る。）を募集する。

「公私連携幼保連携型認定こども園」とは

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第34条に規定する幼保連携型認定こども園の運営方式の一つであり、設置・運営主体は民間法人（学校法人又は社会福祉法人に限る。）で、市（公）とあらかじめ「協定」を締結し、公私連携法人の指定を受け、市から必要な設備を貸付け、譲渡その他の協力など、設置の支援を受けつつ、人員配置や提供する教育・保育など運営への関与を受け、市との連携の下に適正な運営を行う施設。

## 1 移管予定施設

### (1) 施設の名称

- ①旧里浦幼稚園
- ②旧大津西幼稚園

### (2) 施設の現在の状況

- ①旧里浦幼稚園

|                           |  |        |                      |
|---------------------------|--|--------|----------------------|
| 施設名                       | 旧里浦幼稚園   | 所在地    | 鳴門市里浦町里浦字西浜401番地     |
| 運動場面積                     | 1,363 m <sup>2</sup>   | 建物敷地面積 | 2,008 m <sup>2</sup> |
| 園舎建築年<br>(延べ床面積)<br>建築構造等 | 平成7年(803 m <sup>2</sup> )鉄筋コンクリート造                             |        |                      |
| 施設等                       | 職員室×1、リズム室(約218 m <sup>2</sup> )×1、保育室(約63 m <sup>2</sup> )×3、 |        |                      |

|  |  |
|--|--|
|  | 保育室（約 44 m <sup>2</sup> ）× 1、園児用トイレ× 1、職員用トイレ× 1、給食搬入室× 1、園庭 等 |
|--|--|

※実測面積と異なる場合がある。

## ②旧大津西幼稚園

|                           |   |        |                         |
|---------------------------|---|--------|-------------------------|
| 施設名                       | 旧大津西幼稚園   | 所在地    | 鳴門市大津町大代 1 2 1 0        |
| 運動場面積                     | 5 6 0 m <sup>2</sup>  | 建物敷地面積 | 1, 5 9 2 m <sup>2</sup> |
| 園舎建築年<br>(延べ床面積)<br>建築構造等 | 平成 6 年 (584 m <sup>2</sup> ) 鉄筋コンクリート造  |        |                         |
| 施設等                       | 職員室× 1、リズム室（約 190 m <sup>2</sup> ）× 1、保育室（約 63 m <sup>2</sup> ）× 2、保育室（約 47 m <sup>2</sup> ）× 1、園児用トイレ× 1、職員用トイレ× 1、給食搬入室× 1、園庭 等 |        |                         |

※実測面積と異なる場合がある。

※敷地の一部に送電線路の設置等のため地役権設定あり。

## 2 移管年月日

令和 6 年 4 月 1 日までとし、市の移管スケジュール及び公私連携法人の事業開始スケジュールなどに基づき、市と公私連携法人との協議により決定する。

## 3 財産の取扱等

### (1) 土地の取扱

土地については、無償貸与とする。貸与の有効期間は 5 年間とし、有効期間を更新するときは、市と公私連携法人との協議のうえ決定する。

### (2) 既存建築物等の取扱

既存建築物等については、原則として無償貸与とし、貸与の有効期間は 5 年間とし、有効期間を更新するときは、市と公私連携法人との協議のうえ決定する。ただし、市において譲渡が適当と認める場合は、議会の議決を経た上で無償譲渡を行うため、無償譲渡を希望する応募者は、応募の提案時に無償譲渡を受けたい理由及びその必要性を書面にて提出するものとする。

### (3) 物品の取扱

物品については、公私連携施設への移管時に市が指定したものを無償譲渡、又は無償貸与とする。

## 4 応募資格等

### (1) 応募資格

本募集に応募することができる者は、参加表明書提出日現在において私立学校法（昭和 2 4 年法律第 2 7 0 号）第 3 条に規定する学校法人又は社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 2 条に規定する社会福祉法人（以下、「法人」という。）であ

り、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。なお、参加表明書の提出後から覚書締結までの間において、応募資格を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとして応募を無効とする。

- ①参加表明書提出日現在、鳴門市内に法人事務所を設置している法人、又は鳴門市内において認可保育所、認定こども園、幼稚園のいずれかを現に運営している法人。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同項を準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- ③民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続き開始又は破産法（平成16年法律第75号）に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。
- ④法人が国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤法人の代表者又は役員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（鳴門市暴力団排除条例（令和2年鳴門市条例第1号）第6条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）ではないこと。
- ⑥法人の代表者又は役員に禁固以上の刑に処せられた者がいないこと。

## （2）欠格事由

応募法人が次の事項に該当する場合は、失格とする。

- ①指定候補法人の検討に関し、自己に有利な取り扱いを求める働きかけを行うなど、特定の目的をもって鳴門市公私連携幼保連携型認定こども園運営法人検討委員に直接又は間接を問わず接触した場合
- ②提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ③提出書類の受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ④その他不正な行為があった場合

## 5 運営条件

「鳴門市公私連携幼保連携型認定こども園運営条件」による。

## 6 応募方法

### （1）募集要項の配布及び提出書類の受付期間

- ①募集要項の配布期間：令和4年6月27日（月）から令和4年7月7日（木）まで  
※募集要項は、鳴門市公式ウェブサイト及び学校教育課にて配布。
- ②参加表明  
・本募集への参加を希望する者は、令和4年7月7日（木）午後5時までに「鳴門市公私連携幼保連携型認定こども園公私連携法人参加表明書（様式2-1）」を必要書類とともに学校教育課に提出するものとする。なお、「参加表明書」及び必要書類について、市から説明を求められた場合、法人はこれに応じなければならない。  
・応募資格を満たしているかどうかについて確認した結果は、令和4年7月11日（月）までに法人に通知する。なお、本通知が令和4年7月11日（月）を過ぎても届かない場合は、必ず学校教育課に問い合わせること。

### ③応募申込

・本募集に応募する者は、「鳴門市公私連携幼保連携型認定こども園公私連携法人応募申込書（様式3）」に「審査書類（様式4-1から4-3まで、様式5-1から5-8まで、様式6-1から6-3まで）」を添えて学校教育課に提出するものとする。

※「審査書類」については、提出部数を正本1部、副本10部（副本は複写可）とする。既存の資料で代用可能な書類については代用を可とする。なお、必要に応じて、別途資料を請求する場合がある。

※「参加表明書」「応募申込書」「審査書類」の返却は行わない。

### ④応募申込の受付期間

令和4年7月12日（火）から令和4年8月2日（火）まで

※土・日、祝日を除く、午前9時～午後5時（正午から午後1時までを除く。）

### ⑤受付場所：鳴門市撫養町南浜字東浜31番地36

鳴門市教育委員会学校教育課（鳴門市分庁舎1階）

電話番号 088-686-8802

### ⑥留意事項

・「参加表明書」を令和4年7月7日（木）午後5時までに学校教育課に提出しなかった法人は、本募集への応募申込（応募申込書の提出）を不可とする。

・本募集への参加及び応募を辞退する場合は、「辞退届」を令和4年8月5日（金）までに提出すること。

・「参加表明書」、「応募申込書」、「審査書類」及び「辞退届」の提出は、原則として事前に受付場所に電話連絡のうえ、持参すること。（郵送、電子メール等による提出は不可）

## （2）質問の受付

①質問方法：「質問票（任意様式）」により電子メールでのみ受け付ける。

あわせて、受信確認のため、送付した旨の電話連絡もすること。

②質問期間：令和4年6月27日（月）から令和4年7月19日（火）まで

③回答：令和4年7月21日（木）までに鳴門市公式ウェブサイトにて公表する。

## （3）移管予定施設の現地見学会

①開催日：令和4年7月8日（金）

②参加申込方法：令和4年7月7日（木）午後5時までに、「現地見学会参加申込書（様式2-2）」を学校教育課あてに電子メールにて送付すること。あわせて、受信確認のため、送付した旨の電話連絡もすること。

③備考：現地見学会の参加は応募条件ではないが、応募する法人は原則参加すること。なお、参加人数は1法人につき5名までとする。

## （4）応募に係る注意事項

①本募集要項に基づき応募することができる移管予定施設は、1法人につき1施設とする。

②応募にかかる費用は法人の負担とする。

③法人より提出された書類に関する情報公開は、鳴門市情報公開条例等の法令に基づき取り扱う。

## 7 プレゼンテーション審査

「鳴門市公私連携幼保連携型認定こども園公私連携法人プレゼンテーション審査要領」に基づき、次のとおり鳴門市公私連携幼保連携型認定こども園運営法人検討委員会によるプレゼンテーション審査を行う。

- ①審査日：令和4年8月8日（月）
- ②審査場所：鳴門市撫養町南浜字東浜165-10  
うずしお会館2階 第2会議室
- ③備考：出席者は1法人につき5名までとする。

## 8 指定候補法人の決定及び覚書の締結

指定候補法人は、検討委員会の検討結果を尊重し、教育委員会にて審議したうえで、市が決定する。

決定内容は、応募法人全てに対して8月下旬に通知するとともに、鳴門市公式ウェブサイトにおいて公表する。

市は指定候補法人順位第1位に決定された法人と協議し、協議成立後、市と指定候補法人との間で覚書を締結する。

市は、順位第1位の法人との協議が成立しない場合は、順位第2位の法人と協議し、覚書を締結する。

## 9 指定候補法人との協定締結及び公私連携法人の指定

市は、公私連携施設への移管に際して必要な議決後、指定候補法人と協定を締結し、その後に公私連携法人として指定するものとする。

公私連携法人は、公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出などの必要な手続きを行う。

なお、当初の協定の有効期間については5年とし、期間満了後については、公私連携法人により適切な運営が行われていると市が認める場合、協定期間を協議したうえで更新する。

## 10 スケジュール

| 日 程                               | 内 容 等                |
|-----------------------------------|----------------------|
| ①令和4年6月27日（月）                     | 募集開始                 |
| ②令和4年6月27日（月）から<br>令和4年7月7日（木）まで  | 「参加表明書」の受付           |
| ③令和4年6月27日（月）から<br>令和4年7月19日（火）まで | 質問の受付                |
| ④令和4年7月8日（金）午後                    | 移管予定施設の現地見学会（※事前申込制） |

|                                  |                           |
|----------------------------------|---------------------------|
| ⑤令和4年7月12日（火）から<br>令和4年8月2日（火）まで | 「応募申込書」の受付                |
| ⑥令和4年8月8日（月）（予定）                 | プレゼンテーション審査（検討委員会）        |
| ⑦令和4年8月下旬                        | 指定候補法人の決定（覚書の締結）          |
| ⑧令和5年1月まで※                       | 指定候補法人との協定締結（及び公私連携法人の指定） |
| ⑨令和6年4月まで                        | 公私連携法人による運営開始             |

※無償譲渡を行う場合は、議会の議決等を経る必要があるため、日程に変更があります。

【問い合わせ先】 鳴門市教育委員会 学校教育課（鳴門市分庁舎）  
〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字東浜 31 番地 36  
TEL 088-686-8802 FAX 088-686-8793  
E-mail : gakkokyoiku@city.naruto.i-tokushima.jp



## 鳴門市公私連携幼保連携型認定こども園運営条件

鳴門市（以下、「本市」という。）において公私連携幼保連携型認定こども園を運営する法人は、関係法令等を遵守し適正に運営を図るとともに、本市ほか関係機関の指示・指導内容に加え、次の運営条件を遵守しなければならない。

### 1 公私連携幼保連携型認定こども園の設置に関すること

- ・ 公私連携幼保連携型認定こども園の運営に当たっては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下、「認定こども園法」という。）」第34条の規定に基づき、本市と協定を締結したうえで、公私連携法人の指定を受けること。
- ・ 認定こども園法、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準及び条例、その他関係法令を遵守した教育・保育を行うこと。
- ・ 園名称に「公私連携」である旨を入れること。  
例：「公私連携幼保連携型認定こども園〇〇法人〇〇こども園」等

### 2 移管後の学級数及び定員に関すること

- ・ 認定こども園の定員は、今後の児童数推移の状況等を総合的に勘案し、本市との協議により決定する。

例：3歳児：2号認定〇人、1号認定〇人  
4歳児：2号認定〇人、1号認定〇人  
5歳児：2号認定〇人、1号認定〇人

### 3 園運営・事業内容に関すること

#### (1) 教育・保育計画について

- ・ 認定こども園における教育・保育内容については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、及び「鳴門市就学前教育・保育モデルカリキュラム」に基づき、教育・保育に関する全体的な計画を作成し、実施すること。
- ・ 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して身近な環境に主体的に関わり、その活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めること。
- ・ 保護者や地域の期待に応える魅力ある園運営に努めるとともに、地域の理解を得て、更に発展させるよう努めること。

#### (2) 職員の配置等について

- ・ 施設長は、教育・保育及び子育て支援に対する高い識見を持ち、認定こども園の管理・運営を行う能力を有する者を配置すること。
- ・ 職員については、質の向上を図り、経験・年齢のバランスがとれた職員確保に努めること。

#### (3) 小学校との連携等について

- ・ 公立幼稚園がこれまで実施してきた公立小学校との連携の継続に努めること。この際、対象となる公立小学校は、移管前の公立幼稚園の所在地を通学区域とする公立小学校とする。

- ・ 地域との交流の継続に努めること。

#### (4) 保険について

- ・ 公私連携法人は、児童のケガ等に備えるための損害賠償保険など、公私連携幼保連携型認定こども園の管理運営を行うにあたり、公私連携法人の負担において必要な保険に加入すること。

### 4 運営経費等に関すること

#### (1) 利用者負担額等について

- ・ 利用者負担額については、鳴門市保育認定子どもに係る特定教育・保育施設の利用者負担額に関する規則及び鳴門市教育標準時間認定子どもに係る特定教育・保育施設の利用者負担額に関する規則の規定に従い、公私連携法人が徴収すること。
- ・ 給食費等の実費については、公私連携法人が徴収すること。
- ・ 行事費及び教育・保育の質向上のために必要な経費については、保護者の同意を得て、公私連携法人が徴収すること。

#### (2) 施設型給付費について

- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に基づき、本市が算出した額を公私連携法人に支出する。

### 5 施設に関すること

#### (1) 施設整備について

- ・ 両施設とも、防衛省の補助金を活用し、防音機能を高めた施設を建設しており、耐用年数（築60年）内に防音効果に影響を及ぼす恐れのある、屋外と接する壁、窓・扉、または空調機器の改修等を計画する場合は、防衛省の技術的助言及び承諾等を受ける必要があるため、事前に本市と十分協議を行うこと。なお、これに伴い、無償譲渡であっても当該施設を担保に供することはできない。
- ・ その他施設整備を行う場合も、事前に本市と十分協議を行うこと。
- ・ 施設整備を行うに当たっては、建築基準法等の関係法令、通知などを遵守すること。
- ・ 施設整備を行うに当たっては、近隣住民等への事前説明、調整、紛争等の解決に誠意を持って対応すること。
- ・ 施設整備に係る経費は、公私連携法人の負担とする。※国及び県の補助事業を活用する場合は活用する補助制度に応じて公費負担をする場合がある。

#### (2) 施設の修繕、維持管理等について

- ・ 既存建築物等は無償貸与する場合において、建物の躯体等に係る大規模な修繕にかかる経費は本市が負担するが、それ以外の修繕に係る経費は公私連携法人の負担とする。
- ・ 光熱水費その他、施設の維持管理等にかかる経費は、公私連携法人の負担とする。

#### (3) 小学校施設の利用

- ・ 公私連携法人は、体育館やプール等の隣接する小学校施設の使用を希望する場合は、所定の手続きを経て小学校長の許可を得ること。

## 6 給食に関すること

- ・ 既存施設内に調理室がないことから、公私連携法人において施設敷地内に調理室を整備する計画がない場合は、園児募集は、給食の外部搬入が認められている3歳児以上の受け入れに限定して行うこと。なお、公私連携法人の負担にて施設敷地内に調理室を整備し、自園調理方式を採用することも可とする。
- ・ 鳴門市学校給食センターからの外部搬入も可とする。ただし、同センターからの外部搬入は4歳児及び5歳児に限定するものとし、その場合は、本市の示す購入費用や搬入条件等の条件に従うこと。また、市内小・中学校の休業日（夏季・冬季・学年始・学年末など）や鳴門市学校給食センターの都合等により、給食を搬入できない日があることについてあらかじめ承諾すること。
- ・ 国のガイドライン等に基づき、健康状態やアレルギー食等への特別な配慮を行い、アレルギー対応については除去食及び代替食を提供すること。

## 7 移管準備に関すること

### (1) 小学校、地域連携等について

- ・ 地域住民及び小学校とのつながり等に配慮しながら、新しい認定こども園とともに築き上げていくこと。
- ・ 教育・保育内容について、地域住民、小学校等からの声を真摯に受け止めるとともに、問題点の改善を行うなど本市の指導に従うこと。

### (2) 移管に向けて法人が行う手続き等

- ・ 指定候補法人に決定された法人が本市と協定を締結した場合にあっては、法人は公私連携法人としての指定申請および公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出等必要な手続きを行い、所要の許認可等を得ること。なお、これらに関する費用は、法人が負担すること。

### (3) 法人が運営する施設等の見学

- ・ 法人は、公私連携法人に指定後、保護者から法人が運営する施設等見学希望があれば可能な限り応じること。

## 8. その他

### (1) 無償譲渡を受けた施設の用途について

- ・ 市から建物の無償譲渡を受けた場合、その用途については公私連携幼保連携型認定こども園に限る。

## 鳴門市公私連携幼保連携型認定こども園公私連携法人 プレゼンテーション審査要領

鳴門市公私連携幼保連携型認定こども園公私連携法人の指定候補法人について検討するために「鳴門市公私連携幼保連携型認定こども園運営法人検討委員会」が行うプレゼンテーション審査に関する事項を次のとおり定める。

### 1 審査の項目及び点数

1 法人当たりの評価点は検討委員1人当たり100点満点とし、評価項目と評価項目ごとの配点は、別表1「鳴門市公私連携幼保連携型認定こども園公私連携法人プレゼンテーション評価基準」のとおりとする。なお、審査の実施に当たっては、別表2「鳴門市公私連携幼保連携型認定こども園公私連携法人プレゼンテーション審査表」を使用して評価する。

### 2 プレゼンテーション審査の対象とする書類

プレゼンテーション審査の対象とする書類は、事前に法人より提出された

- ①法人の状況（様式4-1、4-2、4-3）
- ②全体計画（様式5-1、5-2、5-3、5-4、5-5、5-6、5-7、5-8）
- ③園の運営（様式6-1、6-2、6-3）

とする。

法人は、これらの書類を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出されたこれらの書類以外の資料を使用することは不可とする。

### 3 プレゼンテーション審査

出席者：1法人につき出席者は5名までとする。

実施時間：1法人につき45分以内とし、法人によるプレゼンテーションを20分以内、検討委員との質疑応答を25分程度とする。

実施順：プレゼンテーションを行う法人の順序は、「応募申込書」の提出順とする。なお、「応募申込書」の提出が1社のみの場合であっても、プレゼンテーションを実施する。

その他：審査は非公開により実施する。

法人の事情によりプレゼンテーションに参加できない場合は、応募を辞退したものとみなす。

### 4 指定候補法人の決定

プレゼンテーション審査に出席した全ての検討委員による評価点の合計点が、満点の6割以上に達している法人のうち、評価点の合計点が最も高い者を順位第1位とし、次に高い者を順位第2位の指定候補法人として市が決定する。

順位第3位以下の法人及び評価点の合計点が満点の6割に満たない法人は、指定候補法人としないものとする。

「応募申込書」の提出が1社のみの場合であっても、評価点の合計点が満点の6割以上に達していれば、指定候補法人とする。

なお、評価点の合計点が同点の者があった場合は、大項目「3 園の運営」の合計点が高い者を上位とし、それでも順位がつかないときは大項目「2 全体計画」の合計点が高い者を上位とする。それでも順位がつかないときは、検討委員会委員長の決するところにより

決定する。

別表1 鳴門市公私連携幼保連携型認定こども園公私連携法人プレゼンテーション評価基準

|      | 大項目   | 配点  | 評価項目 | 様式                                   |     |
|------|-------|-----|------|--------------------------------------|-----|
| 1    | 法人の状況 | 20  | 5    | 法人の概要                                | 4-1 |
|      |       |     | 5    | 法人の施設運営状況                            | 4-2 |
|      |       |     | 10   | 法人全体の財務状況<br>(令和6年までの財務状況の見通しがわかるもの) | 4-3 |
| 2    | 全体計画  | 50  | 5    | 応募の動機                                | 5-1 |
|      |       |     | 10   | 園の運営に当たっての基本理念                       | 5-2 |
|      |       |     | 5    | 開園日・開園時間と特別保育事業                      | 5-3 |
|      |       |     | 5    | 定員設定とその考え方                           | 5-4 |
|      |       |     | 5    | 職員確保と人材育成の考え方                        | 5-5 |
|      |       |     | 5    | 保育教諭等の職員配置                           | 5-6 |
|      |       |     | 5    | 安全対策・危機管理体制                          | 5-7 |
|      |       |     | 10   | 収支予算計画書                              | 5-8 |
| 3    | 園の運営  | 30  | 10   | 地域との連携・交流及び地域の子育て支援                  | 6-1 |
|      |       |     | 10   | 小学校との連携                              | 6-2 |
|      |       |     | 10   | 教育・保育の質の向上を図るため、創意工夫のある独自提案等について     | 6-3 |
| 配点合計 |       | 100 |      |                                      |     |

別表2 鳴門市公私連携幼保連携型認定こども園公私連携法人プレゼンテーション審査表

| 大項目                                 | 配点                       | 評価項目                   | 評価項目に対する評価の視点              | 配点  | 評価点 |
|-------------------------------------|--------------------------|------------------------|----------------------------|-----|-----|
| 1 法人の状況                             | 20                       | 5 法人の概要                | 法人の概要は園の運営にふさわしい内容であるか     | 5   |     |
|                                     |                          | 5 法人の施設運営状況            | 安定した園の運営が見込める施設運営の実績があるか   | 5   |     |
|                                     |                          | 10 法人の財務状況             | 安定した園の運営が見込める経営状況であるか      | 5   |     |
|                                     |                          |                        | 安定した園の運営が見込める財務基盤を有しているか   | 5   |     |
| 2 全体計画                              | 50                       | 5 応募の動機                | 園の運営に対して意欲・熱意を有しているか       | 5   |     |
|                                     |                          | 10 園の運営に当たったの基本理念      | 法人の基本理念、基本方針、目標等に沿った内容であるか | 5   |     |
|                                     |                          |                        | 充実した教育・保育が期待できる基本理念であるか    | 5   |     |
|                                     |                          | 5 開園日・開園時間と特別保育事業      | 園児やその保護者にとって適切な内容であるか      | 5   |     |
|                                     |                          | 5 定員設定とその考え方           | 園児数の現状及び今後の推移から見て適切な内容であるか | 5   |     |
|                                     |                          | 5 職員確保と人材育成の考え方        | 園の運営に当たって適切な内容であるか         | 5   |     |
|                                     |                          | 5 保育教諭等の職員配置           | 園の運営に当たって適切な内容であるか         | 5   |     |
|                                     |                          | 5 安全対策・危機管理体制          | 園の運営に当たって適切な内容であるか         | 5   |     |
| 10 収支予算計画書                          | 安定した園の運営が見込める収支予算計画書であるか | 5                      |                            |     |     |
|                                     | 収入・支出の金額・内訳は現実的な内容であるか   | 5                      |                            |     |     |
| 3 園の運営                              | 30                       | 10 地域との連携・交流及び地域の子育て支援 | 地域との連携・交流が期待できる内容であるか      | 5   |     |
|                                     |                          |                        | 地域の子育て支援について具体的な提案がなされているか | 5   |     |
|                                     |                          | 10 小学校との連携             | 小学校との連携の必要性・重要性について認識しているか | 5   |     |
|                                     |                          |                        | 具体的で実現可能な提案がなされているか        | 5   |     |
| 10 教育・保育の質の向上を図るため、創意工夫のある独自提案等について |                          | 10                     |                            |     |     |
| 配点合計                                | 100                      | 100                    |                            | 100 |     |

※ 採点基準は下記のとおりとする。(5段階で評価)

| 配点 | 優れている | やや優れている | 妥当である | やや劣っている | 劣っている |
|----|-------|---------|-------|---------|-------|
| 5  | 5     | 4       | 3     | 2       | 1     |